

第 2 章 消防本部の通信指令部署の対応及び消防対策本部の設置

第 1 節 通信指令部署の対応

第 3 項 初動活動時に必要な消防部隊（＊1）

119 番通報の内容により、化学災害又は生物災害である（疑いを含む。）と判断した場合に出動させる消防部隊の編成は、表 2-2 を目安とし、その考え方は以下のとおりである。

(1) 部隊編成の基本的な考え方

化学災害又は生物災害が発生し（疑いを含む。）、2 人以上の曝露者がいる場合に、消防部隊が各ゾーンにおいて実施する活動内容と、それに要する消防部隊は、表 2-1 のとおりである。

なお、1 隊当たりの隊員数については、消防隊及び救助隊を各 5 人、指揮隊及び救急隊を各 3 人として計上した。

表 2-1 各区域における活動内容と必要となる消防部隊

活動区域	活 動 内 容	消防 部隊	隊 数	隊員数
ホット ゾーン	ホットゾーンの設定	救助隊	1 隊	5 人
	簡易検知活動	救助隊	1 隊	5 人
	危険物排除（剤の収去、剤の収納容器の収去）	救助隊	1 隊	5 人
	救助活動	救助隊	1 隊	5 人
ウォーム ゾーン	ウォームゾーンの設定	消防隊	1 隊	5 人
	曝露者集合場所の決定	消防隊	1 隊	5 人
	歩行可能な傷病者の誘導、集合管理（生物災害時に限る。）	消防隊	1 隊	5 人
	1 次トリアージ	消防隊	1 隊	5 人
	曝露者及び隊員等の除染活動	消防隊	1 隊	5 人
コールド ゾーン	現場指揮本部の設置	指揮隊	1 隊	5 人
	コールドゾーン及び消防警戒区域の設定	消防隊	1 隊	5 人
	情報収集	消防隊	1 隊	5 人
	広報・避難誘導	消防隊	1 隊	5 人
	2 次トリアージポスト及び救護所の設置	消防隊	1 隊	5 人
	2 次トリアージ	救急隊	1 隊	3 人
	救急搬送	救急隊	1 隊	3 人
合 計			17 隊	74 人

(2) 活動内容に応じた効率的な部隊編成

消防活動は、活動隊員の安全を確保しつつ、迅速に被害の拡大防止と住民の安全確保を図るため、消防部隊の有機的な連携のもと、効率的に行われなければならない。

実際の消防活動では、活動区域や活動内容の関連性を考慮し、各消防部隊が同時に活動するとともに、一つの消防部隊が可能な限り複数の活動内容を担うこととなる。具体的な活動内容としては、ホットゾーンの設定・簡易検知活動・危険物排除（剤の収去、剤の収納容器の収去）、ウォームゾーンの設定・曝露者及び隊員等の除染活動、コールドゾーン及び消防警戒区域の設定・情報収集について、一つの消防部隊が複数の活動内容を担うことができる。

(3) 出動させる必要最低限の部隊編成

一つの消防部隊が複数の消防活動を担うとともに、曝露者がごく少数の場合には、表 2-1 の活動内容のうち、曝露者集合場所の決定、歩行可能な傷病者の誘導、集合管理（生物災害時に限る。）、1 次トリアージ、2 次トリアージポスト及び救護所の設置、2 次トリアージに関する消防活動が不要となるため、ごく少数の曝露者が発生した場合に初動段階で出動させる必要最低限の消防部隊の編成は、表 2-2 が目安となる。

表 2-2 効率的な必要最低限の消防部隊

活動区域	活動内容	消防 部隊	隊 数	隊員数
ホット ゾーン	ホットゾーンの設定	救助隊	1 隊	5 人
	簡易検知活動			
	危険物排除（剤の収去、剤の収納容器の収去）			
	救助活動	救助隊	1 隊	5 人
ウォーム ゾーン	ウォームゾーンの設定	消防隊	1 隊	5 人
	曝露者及び隊員等の除染活動			
コールド ゾーン	現場指揮本部の設置	指揮隊	1 隊	3 人
	コールドゾーン及び消防警戒区域の設定	消防隊	1 隊	5 人
	情報収集			
	広報・避難誘導	消防隊	1 隊	5 人
	救急搬送	救急隊	1 隊	3 人
合 計			7 隊	31 人

第4項 必要な消防部隊を確保するための措置（＊2）

初動活動時に必要な消防部隊とその活動内容は、表2-2のとおりであり、これらの消防活動を行うために必要となる主な資機材には、化学剤検知器、生物剤検知器、陽圧式化学防護服及び除染シャワーがある。

しかしながら、化学剤検知器及び生物剤検知器を保有する消防本部は、全国の消防本部のうち約1割程度、陽圧式化学防護服及び除染シャワーを保有する消防本部は同じく約3割程度という状況である。このため、多くの消防本部では、初動活動時に必要な資機材を確保することができない。また、小規模な消防本部では、資機材だけではなく、消防部隊が不足する事態も考えられる。そこで、自己の消防本部では、必要な資機材や消防部隊を十分に確保できない場合には、次のとおり応援の要請を効果的に行う。

(1) 都道府県内応援協定

化学剤検知器、生物剤検知器、陽圧式化学防護服及び除染シャワーは、各都道府県において1以上の消防本部が保有している。このため、これらの資機材を保有していない消防本部では、初動出動時に都道府県内応援協定を活用し、資機材を確保することとし、そのために、事前に保有する消防本部を確認しておくとともに、応援を要請する場合の手続き等に熟練しておくことが必要である。また、消防部隊が不足する場合も、同様に都道府県内応援協定を活用して必要な消防部隊を確保することが必要である。

(2) 緊急消防援助隊

災害がより大規模化・困難化する場合には、特殊な車両等（大型除染システム搭載車、特殊災害対応自動車、原因物質同定装置）が必要となるが、これらの車両等は、少数の限られた消防本部（東京消防庁、政令市消防本部）のみが保有している。このため、災害の状況が明らかになった時点で必要に応じ、緊急消防援助隊を活用し確保することが必要となる。また、消防部隊が多量に不足する場合や、活動が長期化することが予測される場合も緊急消防援助隊を活用すると効果的である。

第5項 出動消防部隊の増加要因（＊3）

早期に事態の収束を図るため、災害状況の推移や消防活動の進展に応じた効果的な出動消防部隊の増加を行わなければならない。時期を失することなく、的確に消防部隊を増加するためには、消防活動の展開を見込み、早期に追加出動の要否、追加する消防部隊種別を決定しなければならない。そこで、次に示す出動消防部隊の増加要因となる現象を把握した場合には、躊躇することなく消防部隊を増加する。

(1) 大量の曝露者

曝露者が増えた場合には、表 2-1 の活動内容のうち、主に救助活動、除染活動及び救急搬送に関する消防活動の増加が見込まれるため、これらを担う消防部隊の増加を図る必要がある。

(2) 住宅密集地域、多数の者が出入りする施設

住宅密集地域や多数の者が出入りする施設において発生した場合には、表 2-1 の活動内容のうち、主に広報・避難誘導に関する消防活動の増加が見込まれるため、これらを担う消防部隊の増加を図る必要がある。

(3) 消防活動時の気象条件、時間帯

① 有風

風が強く吹いている場合には、化学剤又は生物剤が拡散し広範囲となるため、表 2-1 の活動内容のうち、主に広報・避難誘導に関する消防活動の増加が見込まれ、これらを担う消防部隊の増加を図る必要がある。

② 無風（風速 2 m 以下）

風が吹いていない場合には、化学剤又は生物剤がその場に滞留し、狭範囲であるが高濃度となるため、表 2-1 の活動内容のうち、主に救助活動及び除染活動及び救急活動に関する消防活動の増加が見込まれ、これらを担う消防部隊の増加を図る必要がある。

③ 昼間

昼間の場合には、大気温が地上付近の空気の温度より低く、空気の対流が起こり、蒸気が拡散し広範囲となるため、表 2-1 の活動内容のうち、主に広報・避難誘導に関する消防活動の増加が見込まれ、これらを担う消防部隊の増加を図る必要がある。

④ 夜間

夜間の場合には、大気温が地上付近の空気の温度より高く、蒸気がその場に滞留し、狭範囲であるが高濃度となるため、表 2-1 の活動内容のうち、主に救助活動及び除染活動及び救急活動に関する消防活動の増加が見込まれ、これらを担う消防部隊の増加を図る必要がある。